

令和3年3月23日

関係者各位

石川県税務課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
自動車税種別割に係る取扱いについて

自動車の保有関係手続に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口での申請手続きの3月末への集中を回避するため、令和3年度の自動車税(種別割)に限り、下記のとおり対応させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用した手続き

自動車税(種別割)に関する一時抹消・永久抹消などの手続きは、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することにより、インターネットを通じて行うことができます。

できる限りOSSを利用して手続きを行っていただくよう、よろしくをお願いします。

3月中に手続きをしていただくことで、旧所有者への納税通知書は発送されなくなります。

2. OSSの利用が困難なため窓口で手続きをせざるを得ない次の登録手続き

OSSの利用が困難で、窓口で手続きをせざるを得ない自動車に係る「永久抹消登録」、「移転登録及び一時抹消登録」並びに「移転登録及び輸出抹消仮登録」の手続きに伴う自動車税(種別割)の申告については、次のア～ウの要件をすべて満たす場合に限り、4月以降の申告であっても、下記(1)～(3)の各手続きを行っていただくことで、旧所有者の令和3年度の課税を取り消します。

ア 「事由発生の日」(※)が令和3年3月17日～3月31日であること。

イ 「事由発生の日」から15日以内に運輸支局で各登録手続きを行うこと。

ウ 登録後、下記で登録毎に指定する書類を登録日同日の申告時に県税窓口
提出すること。

なお、運輸支局で登録手続きが4月以降に行われた場合、通常の4月抹消と同様、旧所有者には、1年分の税額を記載した令和3年度自動車税(種別割)納税通知書が
発送されます。その後、提出いただいた書類の確認作業等を行ったうえで取り消すこと
になりますので、旧所有者の方には、その旨、ご周知いただきますよう、よろしく
お願いします。

記

(1) 「永久抹消登録」の場合

①永久抹消登録を行う者は、自動車リサイクルシステムのホームページで解体を行った車両の「車両状況照会」をあらかじめ印刷する。(運輸支局等から取り寄せる「登録事項等証明書」でも可)

②永久抹消登録を行う者は、「車両状況照会」又は「登録事項等証明書」及び別紙参考様式を県税窓口提出。

(2) 「移転登録及び一時抹消登録」を同時に行う場合

- ①旧所有者が作成する「譲渡証明書」を新所有者が受ける。
- ②新所有者は、「譲渡証明書」の写し及び税申告又は別紙参考様式を県税窓口に提出し、その際に「登録識別情報等通知書」を提示する。(コピー添付でも可)

(3) 「移転登録及び輸出抹消仮登録」を同時に行う場合

- ①旧所有者が作成する「譲渡証明書」を新所有者が受ける。
- ②新所有者は、「譲渡証明書」の写し及び税申告又は別紙参考様式を県税窓口に提出し、その際に「輸出抹消仮登録証明書」を提示する。(コピー添付でも可)

※「事由発生の日」とは

- (1) の場合は、「車両状況照会」の「解体報告記録日」
- (2) (3) の場合は、「譲渡証明書」の「譲渡年月日」をいいます。

(参考) 事由発生の日に係る申請期限とする日

事由発生の日 (譲渡年月日・解体報告記録日)	運輸支局への 登録手続きの申請期限
令和3年3月17日	令和3年4月 1日 まで
令和3年3月18日	令和3年4月 2日 まで
令和3年3月19日	令和3年4月 5日 まで
令和3年3月20日	令和3年4月 5日 まで
令和3年3月21日	令和3年4月 5日 まで
令和3年3月22日	令和3年4月 6日 まで
令和3年3月23日	令和3年4月 7日 まで
令和3年3月24日	令和3年4月 8日 まで
令和3年3月25日	令和3年4月 9日 まで
令和3年3月26日	令和3年4月12日 まで
令和3年3月27日	令和3年4月12日 まで
令和3年3月28日	令和3年4月12日 まで
令和3年3月29日	令和3年4月13日 まで
令和3年3月30日	令和3年4月14日 まで
令和3年3月31日	令和3年4月15日 まで

- 「事由発生の日」から15日を超えて登録等をした場合は課税取消しできません。
- 運輸支局に「譲渡証明書」を提出する際は、「譲渡年月日」の記載をお願いします。

(お問い合わせ先)

石川県総務部税務課 自動車税グループ
TEL 076-225-1273 FAX 076-225-1275